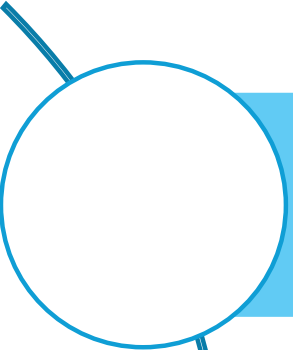


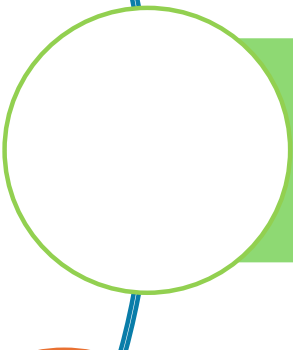
認可外保育施設の 補助事業について

こども未来部子育て支援課

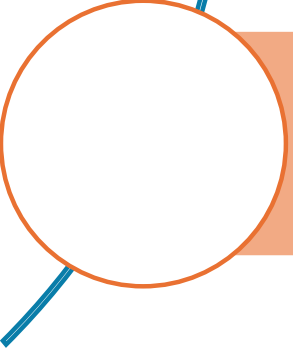
次第



1 認可外保育施設保育サービス向上事業について



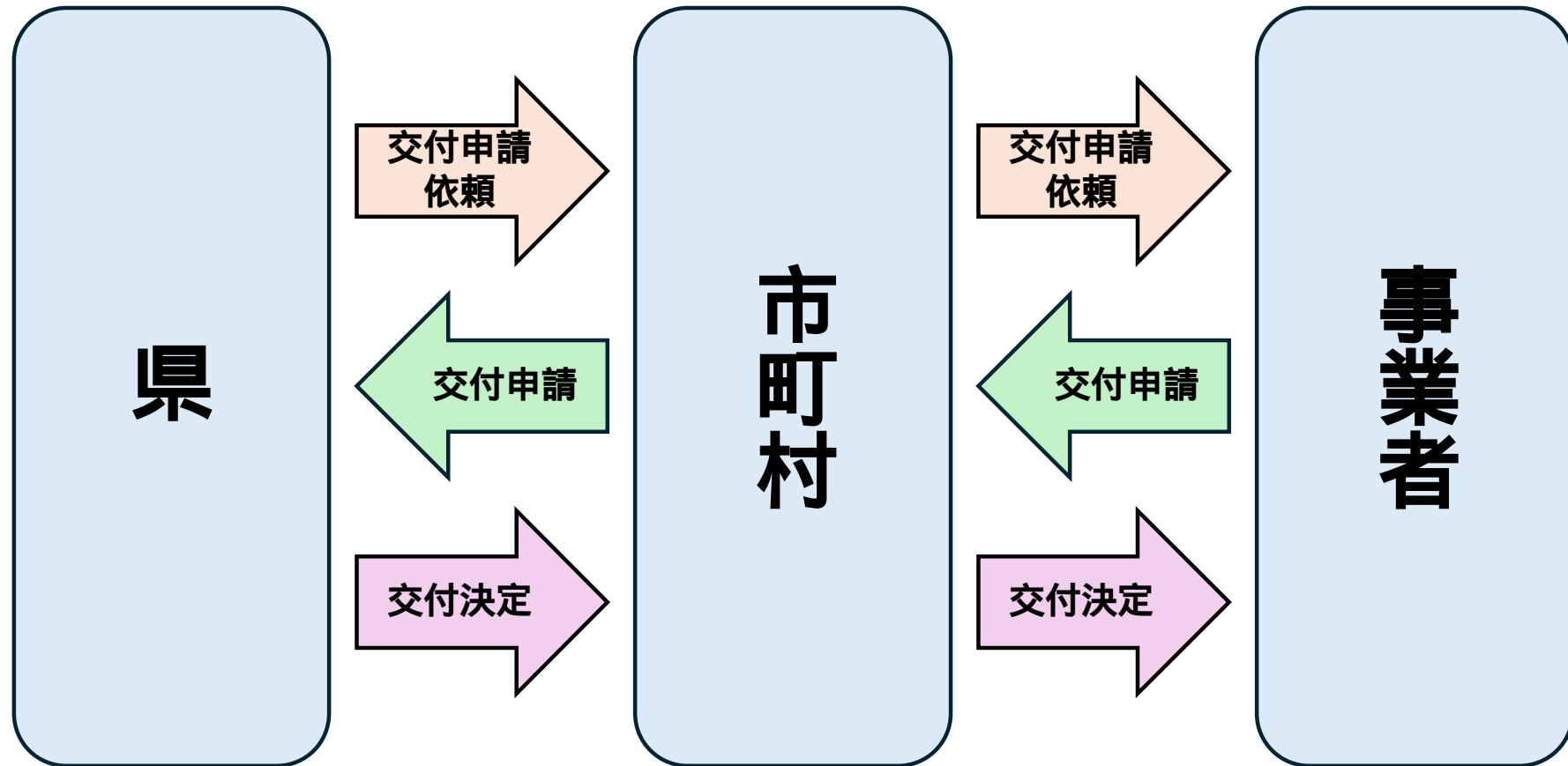
2 こどもの安心・安全対策支援事業について



3 補助事業における財産処分について

1 認可外保育施設 保育サービス向上事業 について

認可外保育施設保育サービス向上事業の流れ



交付申請依頼、交付申請、交付決定の全てを市町村経由で行う。
市町村の交付要綱等に基づき補助金を受給する

認可外保育施設保育サービス向上事業補助金の概要

事業名	細事業名	補助目的	補助対象経費
認可外保育施設保育サービス向上事業	新すこやか保育事業	認可外保育施設に入所している児童の健やかな発達・発育を促すとともに、認可外保育施設における安全・衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇向上を図る。	児童の健康診断費、給食費、調理員の検便費、保育施設賠償責任保険料、障害児保育に係る保育費
	認可外保育施設研修事業	保育に必要な用具の充実等を支援することにより、認可外保育施設における入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図る。	保育用具等の購入費、施設修繕費
	指導監督基準達成・継続支援事業	認可外保育施設が指導監督基準（国）に基づく適正な保育環境を整備することを支援することにより、利用児童の安全を確保するとともに、当該施設の認可化への接続を図る。	施設改修費、移転費
	認可化移行支援事業	認可外保育施設が認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業へ移行することを支援することにより、児童の適切な保護及び処遇向上を図る。	運営費、施設改善費

補助対象施設（認可外保育施設）：認可外保育施設としての届出を行っている施設（企業主導型保育施設を除く）

認可外保育施設保育サービス向上事業の概要

【新すこやか保育事業】

補助対象経費	基準額
児童の健康診断費の助成	内科検診 児童一人あたり1,000円×実施回数（年2回まで） 歯科検診 児童一人あたり750円（年1回まで）
給食費	児童一人当たり 0歳児57円×実施日数 1歳児以上177円×実施日数 児童一人当たり 0歳児99円/人×実施日数 1歳児以上262円/人×実施日数 月24日以内 住民税非課税世帯等減免額
調理員の検便費	調理員一人当たり1,500円×実施回数
保育施設賠償責任保険料	児童一人当たり300円
障害児保育加配に係る保育費	児童一人当たり66,500円×月数

認可外保育施設保育サービス向上事業の概要

【認可外保育施設研修事業】

補助補助対象経費	基準額	事例
保育材料等環境整備 (修繕を含む)に要する 経費	1 施設130,000円 ただし、安全確保経費を含 む場合は300,000円	< 保育材料費 > ・ 掃除機、幼児用教材、運動用具、 画用紙、幼児用トレーニング便座、 散歩用カート、プリンターなど < 安全確保経費 > ・ 家具転倒防止器具、手すり・ ロッカー修繕、エアコン交換、脱 走防止柵、AEDなど

認可外保育施設保育サービス向上事業の概要

【指導監督基準達成・継続支援事業】

補助対象経費	基準額	事例
指導監督基準に基づく適正な保育環境を確保するために必要な施設改修や、移転に要する経費	1 施設3,000,000円	・ 園庭フェンス取替工事、火災受信機取替工事、園庭の整地・排水工事など

認可外保育施設保育サービス向上事業の補助概要

【認可化移行支援事業】

補助対象経費	基準額
運営費助成 ・認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業に移行するまでの認可外保育施設の運営に要する経費	所定単価児童一人当たり〇円() ()所定単価は児童年齢と保育資格者数によって異なる。
施設改善費助成（認可保育所等） ・認可保育所又は幼保連携型認定こども園に移行するために必要な施設改善に要する経費	次の と により算定された額の合計 50,000,000円 保育所等開設準備費（事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額の2分の1の金額×開設保育所等定員数（保育が必要な児童の定員数のみ））
施設改善費助成（小規模保育事業） ・小規模保育事業に移行するために必要な施設改善に要する経費	1施設当たり27,000,000円 （開設準備に必要な経費を含む）

認可外保育施設保育サービス向上事業補助金の補助要件

認可外保育施設研修事業

- ・県実施研修受講（上限13万円）保育材料費
- ・県実施研修受講＋外部研修参加（上限30万円）安全確保経費

新すこやか保育事業

- ・保育従事者数が基準を満たしていること
- ・有資格者数1/6以上
- ・消防計画策定
- ・防火管理者選任届出（30人以上の施設）
- ・デイリープログラムの作成
- ・職員及び児童の帳簿の整備
- ・献立表を作成し事前に保護者・市町村へ配布

指導監督基準達成、継続支援事業

- ・保育従事者数が基準を満たしていること
- ・有資格者数が基準を満たしていること
- ・消防計画策定
- ・防火管理者選任届出（30人以上の施設）
- ・デイリープログラムの作成
- ・職員及び児童の帳簿の整備
- ・献立表を作成し事前に保護者・市町村へ配布

認可化移行支援事業

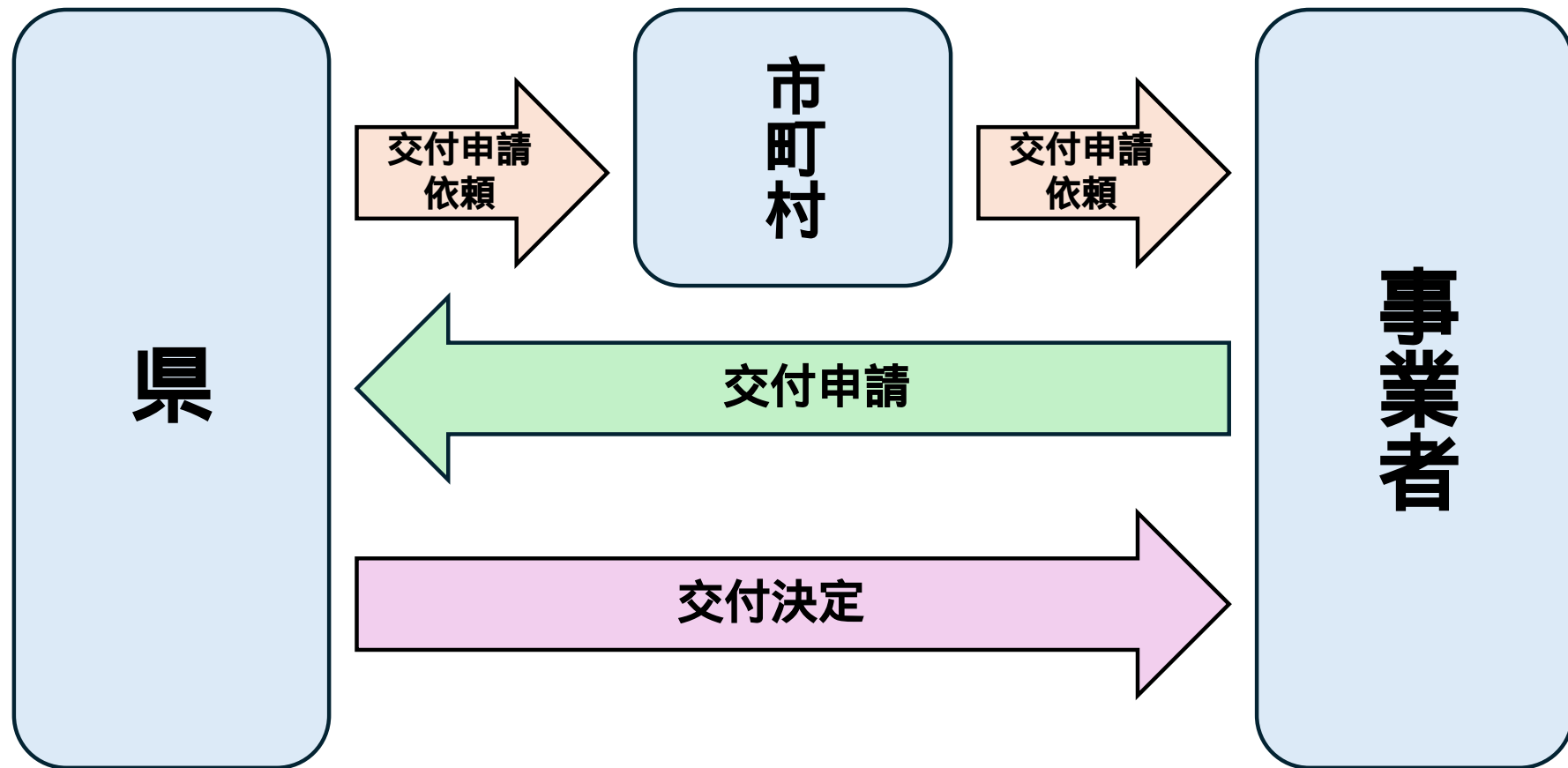
- ・市町村が認可化が必要と認めた施設
- ・有資格者が1/3以上
- ・保育室等の面積が1.65㎡/人以上

証明書の交付を受けていなくても、受給可能

証明書の交付必要

2 こどもの安心・ 安全対策支援事業に ついて

こどもの安心・安全対策支援事業の流れ



交付申請依頼は市町村経由で行い、交付申請および交付決定は県と事業者の間で直接行う

こどもの安心・安全対策支援事業補助金の概要

事業名	補助対象経費	補助基準額・補助率	備考
睡眠中の事故防止対策支援事業	睡眠中の事故防止対策事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費等 例：ベビーモニター、午睡チェックセンサー	1施設当たり 50万円 補助率：3/4	・ <u>補助を受けた後、10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子供の見守り支援事業を実施するために必要なシステム等の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等 例：迷子防止のためのGPSタグ、防犯ブザー	1施設当たり 20万円 補助率：3/4	・ <u>補助を受けた後、10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
こどもの性被害防止対策支援事業	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費 例：パーテーション、簡易更衣室、防犯カメラ	1施設当たり 10万円 補助率：3/4	・ <u>補助を受けた後、10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
保育所等におけるICT化推進等事業	保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等 例：パソコン、タブレット、Wi-Fiルーター	1施設当たり 20万円 補助率：3/4	・ <u>市町村が実施するICT化推進等事業との併用はできない</u> ・ 1施設1回限り補助

補助対象施設：認可外保育施設としての届出を行っている施設
 （認可外保育施設）（**居宅訪問型及びへき地保育所除く**、企業主導型保育施設は補助対象）
 証明園である必要はない

補助基準額、補助率の考え方



午睡チェックセンサーを購入したいけど、
補助額はいくらになるのだろうか？

対象事業 : 睡眠中の事故防止対策支援事業
補助基準額 : 1施設当たり50万円
補助率 : 3/4

➡ 補助対象経費（購入金額）と補助基準額を比較して低い方の金額から3/4を乗じた額が補助金額となる。

補助対象経費が60万円の場合

補助対象経費60万 > 補助基準額50万

補助基準額に3/4を乗じた額が補助金額となる

つまり、 $500,000 \times 3/4 = 375,000$

➡ 37万5千円が補助額となる

補助対象経費が20万円の場合

補助対象経費20万 < 補助基準額50万

補助対象経費に3/4を乗じた額が補助金額となる

つまり、 $200,000 \times 3/4 = 150,000$

➡ 15万円が補助額となる

3 . 補助事業に おける財産処分 について

財産処分承認手続き有無の確認

①処分制限財産に該当するか

- 交付金事業により取得又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格および効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を処分する場合、事前に各省庁の長の承認を受ける必要がある。



②処分理由及び処分方法

対象事業経費が50万円を超える場合

- 事前に承認を受ける必要がある「処分」とは、交付の目的に反して「使用」、「譲り渡し」、「交換」、「貸し付け」、「担保に供する」する場合。
＜適正化法第22条、交付要綱第20条＞
移転して、使用しなくなった場合も含む

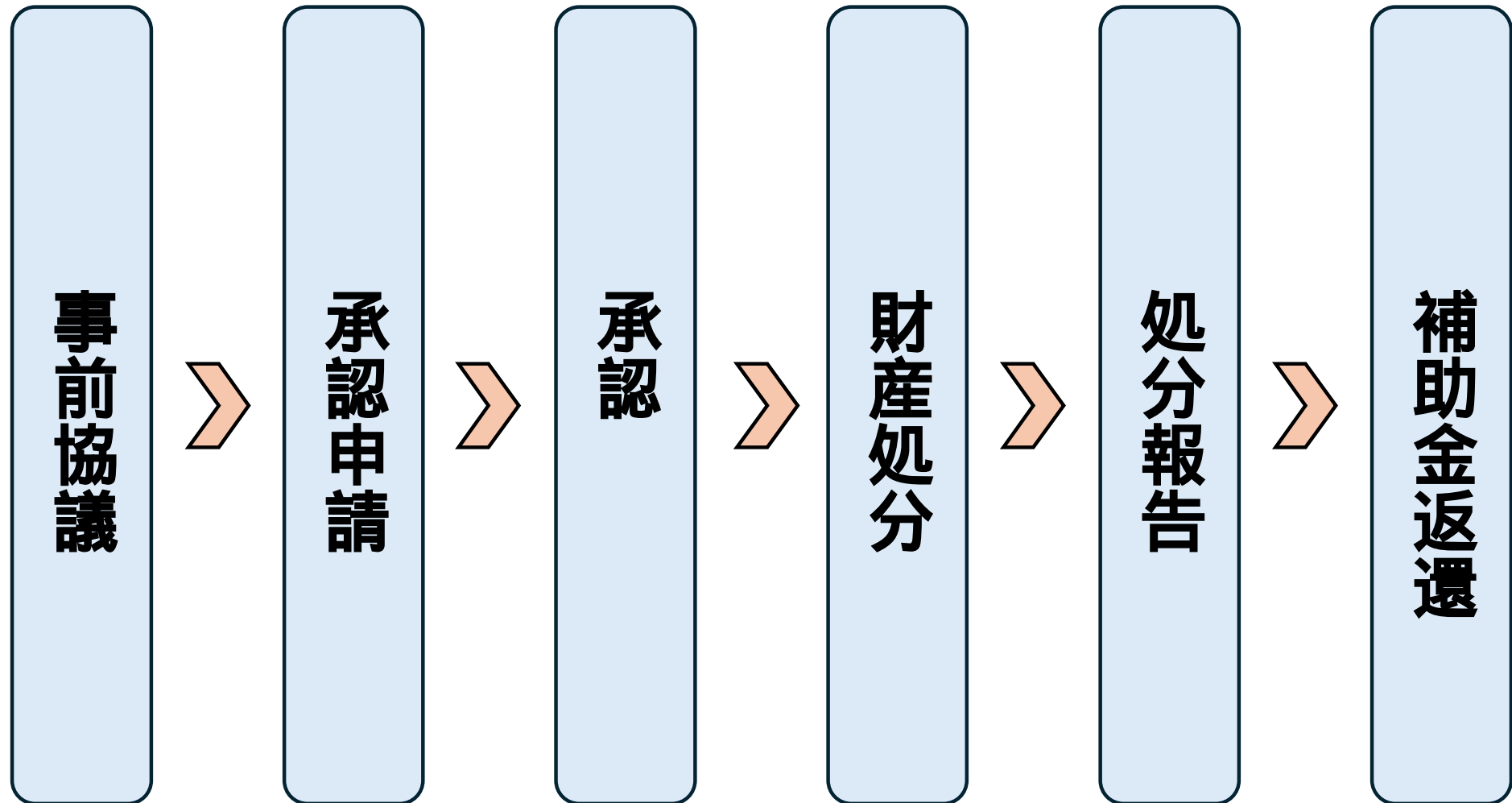


③処分制限期間の超過の有無

- 財産処分の制限期間を超過している場合は、財産処分の承認を受ける必要はない(財産処分手続き不要)。
＜適正化法令第14条第1項第2号、適正化法運用通知1 ほか＞

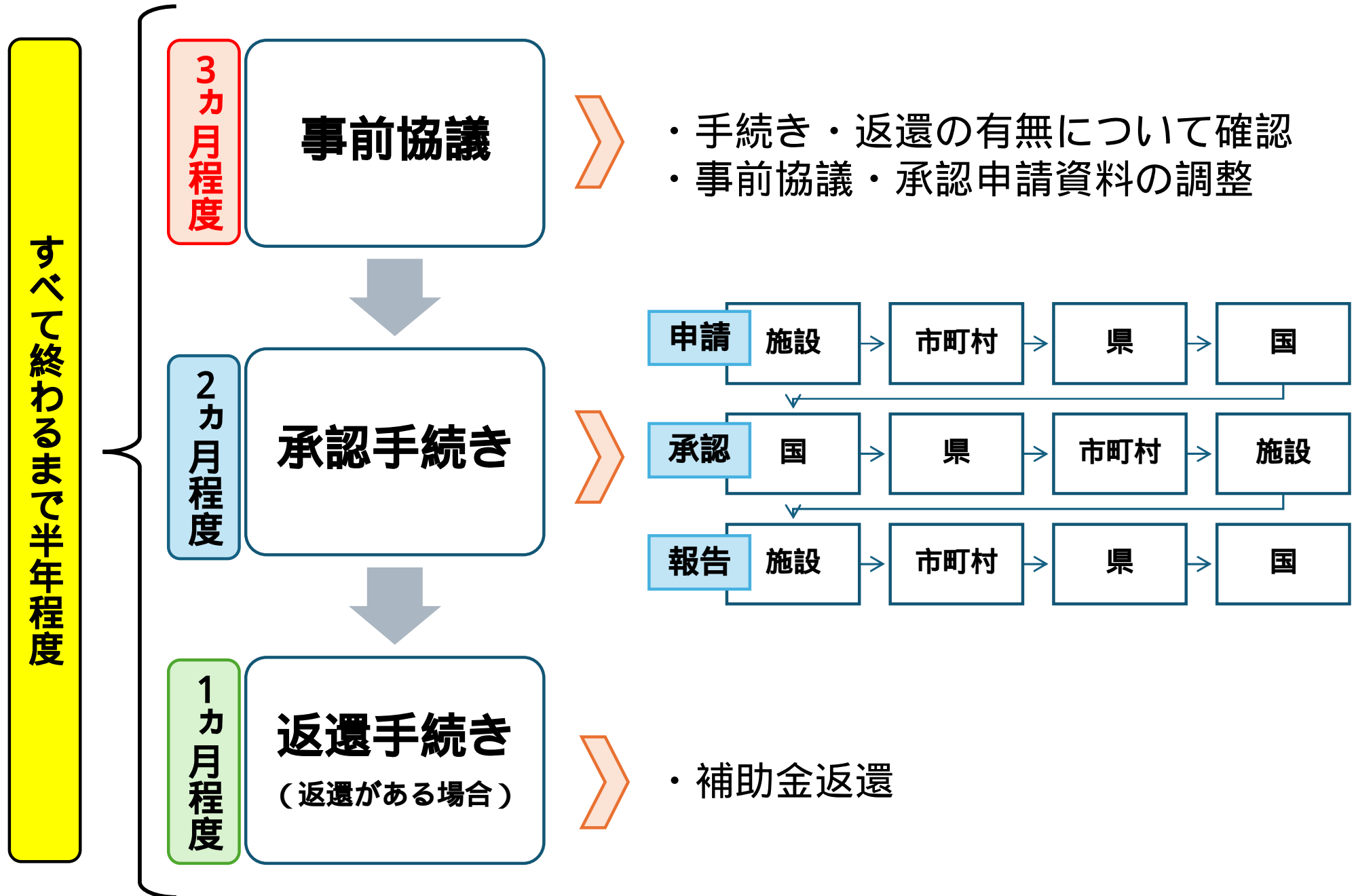
該当する場合は、「財産処分の事前承認」が必要

財産処分手続きの流れ



事前に承認を得ずに財産処分をした場合、全額返還の恐れがあります！

財産処分に係るスケジュール



手続きに時間を要するため早めに報告すること！！

実際に行った財産処分の例

1 手続きの期間

10月 財産処分の相談 → 手続き・返還が必要！
12月 資料の調整・確認
2月 承認申請書の提出
3月 承認
3月 財産処分
4月 補助金返還

2 返還額の算定方法

- ・ 取得価格：540,000円（ウッドデッキ）
- ・ 補助額：285,000円
- ・ 処分制限期間：10年（その他の物件（建物付属設備））
- ・ 経過年数：1年5カ月

○返還総額：残存簿価 × 補助割合

$$\begin{aligned} & (540,000円 \times (120-16 / 120)) \times (285,000円 / 540,000円) \\ & = 247,950円 \end{aligned}$$

○補助金返還額

施設	→	市町村	247,950円
市町村	→	県	234,900円

ご清聴ありがとうございました

本日はお忙しい中、ご参加いただき
誠にありがとうございました。